

第 53 号議案

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和6年12月26日に滋賀県特別職報酬等審議会から滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料月額および退職手当について答申されたことを踏まえ、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

ア 教育長の退職手当の支給割合（第2条の規定による改正後の第2条の2関係）

	現行	改定後
知事	59/100	56.8/100
教育長	25/100	24.1/100

※ 退職手当＝給料月額×在職月数×支給割合

※ 教育長の退職手当に係る支給割合については、知事の退職手当に係る支給割合の改定率（ $\div \Delta 3.7\%$ ）に準じて改定します。

イ 教育長の給料月額（第2条の規定による改正後の別表1関係）

	現行	改定後	差額
知事	1,250,000	1,320,000	+70,000
教育長	830,000 以内	880,000 以内	+50,000

※ 教育長の給料月額については、知事の給料月額に係る支給割合の改定率（ $+5.6\%$ ）に準じて改定します。

ウ 教育委員会の委員に係る報酬の額（第2条の規定による改正後の別表2関係）

	現行	改定後	差額
教育委員会 委員	月額 178,000 円	月額 187,000 円	+9,000

※ 教育委員会の委員に係る報酬の額については、知事の給料月額に係る支給割合の改定率（ $+5.6\%$ ）に準じて改定します。

3 その他

この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

この条例は、教育委員会関係の改正部分も含め、知事部局がとりまとめ、提案されます。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																				
<p>第1条および第2条 省略 （知事等の退職手当）</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 教育長 <u>100分の25</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>4および5 省略</p> <p>第2条の3から第14条まで 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td><u>830,000円</u>を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: right;">円 月額 <u>178,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3以下 省略</p>	区分	給料月額	教育長	<u>830,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額	区分		報酬額	教育委員会	委員	円 月額 <u>178,000</u>	<p>第1条および第2条 省略 （知事等の退職手当）</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 教育長 <u>100分の24.1</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>4および5 省略</p> <p>第2条の3から第14条まで 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td><u>880,000円</u>を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: right;">円 月額 <u>187,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3以下 省略</p>	区分	給料月額	教育長	<u>880,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額	区分		報酬額	教育委員会	委員	円 月額 <u>187,000</u>
区分	給料月額																				
教育長	<u>830,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額																				
区分		報酬額																			
教育委員会	委員	円 月額 <u>178,000</u>																			
区分	給料月額																				
教育長	<u>880,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額																				
区分		報酬額																			
教育委員会	委員	円 月額 <u>187,000</u>																			